

●香川県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字見立字唐戸2199番1地先から 三豊市詫間町松崎字水出2824番1地先まで	23.5~62.0	1,300	平成7年香川県告示第79号及び平成8年香川県告示第179号で変更した区域の一部
三豊市詫間町松崎字水出2819番4地先から 三豊市詫間町松崎字北浦1772番37地先まで	25.0~40.0	430	

- 4 供用開始の期日 平成24年3月27日